

【資料 1】

高齢者医療制度の検討状況について

1. 新たな制度の創設について

「高齢者医療制度改革会議」の開催について

1. 趣旨

三党連立政権合意及び民主党マニフェストを踏まえ、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、厚生労働大臣の主宰により、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者からなる「高齢者医療制度改革会議」を開催する。

2. 検討に当たっての基本的な考え方

新たな制度のあり方の検討に当たっては、以下を基本として進める。

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

高齢者医療制度改革会議

委員名簿

阿部 保吉	日本高齢・退職者団体連合 事務局長
池上 直己	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授
岩見 隆夫	政治評論家・毎日新聞客員編集委員
○ 岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岡崎 誠也	全国市長会 国民健康保険対策特別委員長（高知市長）
小島 茂	日本労働組合総連合会 総合政策局長
鎌田 實	諏訪中央病院名誉院長
神田 真秋	全国知事会 社会文教常任委員会委員長（愛知県知事）
見坊 和雄	全国老人クラブ連合会 相談役・理事
小林 剛	全国健康保険協会 理事長
近藤 克則	日本福祉大学社会福祉学部教授
齊藤 正憲	日本経済団体連合会 社会保障委員会医療改革部会長
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
堂本 暁子	前千葉県知事
樋口 恵子	高齢社会をよくする女性の会 理事長
三上 裕司	日本医師会 常任理事
宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科教授
山本 文男	全国町村会 会長（添田町長）
横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 （佐賀県後期高齢者医療広域連合長、多久市長）

※ ○は座長

新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール(見込み)

平成21年11月

平成22年夏

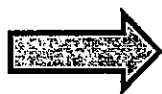
平成22年末

平成23年1月

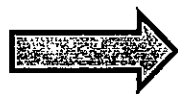
平成23年春

平成25年4月

検討会議の設置

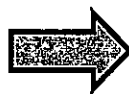


中間とりまとめ



地方公聴会の開催
意識調査の実施

最終とりまとめ



法案提出



法案成立



実施体制の見直し・準備・広報
全ての市町村等でコンピュータ
システムの改修
政省令の制定

新しい高齢者医療制度の施行

制度決定まで1年

法案作成から成立まで半年

(参考)後期高齢者医療制度も法案成立から施行までは約2年。
平成18年6月 高齢者の医療の確保に関する法律の成立
平成20年4月 後期高齢者医療制度の施行

施行準備 2年

3. 現行制度の改善策等について

後期高齢者医療制度廃止までの第一段階の取組

○ 制度本体の見直しに先行して、現行制度の様々な問題点は速やかに解消していくこととしており、下記の取組を進めているところ。

課 題	これまでの対応	当面の取組
①保険料の軽減	○ <u>所得が低い方について</u>、 ① 平成20年度 → 保険料の均等割の7割軽減を一律8.5割軽減とし所得割を5割軽減 ② 平成21年度 → 平成20年度の軽減措置に加え、年金収入80万円以下の方について均等割を9割軽減 ○ <u>被用者保険の被扶養者であった方について</u>、制度加入から2年間の軽減措置(均等割5割軽減)に加え、 ① 平成20年4月～9月まで → 凍結 ② 平成20年10月～平成22年3月まで → 均等割を9割軽減	○ 低所得の方及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を継続する。 ○ 剰余金の活用等により平成22年度及び23年度の保険料の上昇を抑制。
②資格証明書	○ 本年5月に、運用に係る留意点を通知。 ※ 現時点では、資格証明書の交付件数はゼロ。	○ 原則として交付しないとする基本方針等を通知で明示。 ＜10月26日に通知を発出＞
③健康診査の充実	○ 法律で広域連合の努力義務とされている。 ※ 現在、全ての市町村において実施。	○ 各広域連合で受診率向上計画を策定し、国庫補助を拡充。 ＜1月中に全ての広域連合で計画が策定される予定＞
④人間ドックの再開	○ 後期高齢者の健康づくりのための「長寿・健康増進事業」の一環として、市町村の人間ドックを含め支援。 ※ 実施市町村数;723(19年度末) → 141(20年5月) → 234(20年度末)	○ 広域連合から市町村に再実施を要請。 ＜10月26日に通知にて要請＞
⑤75歳以上に限定した診療報酬	○ 「後期高齢者終末期相談支援料」について、平成20年7月に、その算定を凍結するとともに、「後期高齢者診療料」と併せて、改定結果等の検証を実施。 ※ 75歳以上という年齢に着目した診療報酬項目は全部で17項目	○ 75歳以上という年齢に着目した報酬体系を廃止する方向で検討。 ＜中医協の諮問・答申を経て来年度より対応予定＞

現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

平成21年度 2次補正において平成22年度も以下の措置を実施
合計:2,902億円

【平成20年4月～】

①70歳～74歳の窓口負担を1割に軽減する措置の継続
(2,075億円)

②後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者の保険料負担を9割軽減とする措置の継続
(274億円)

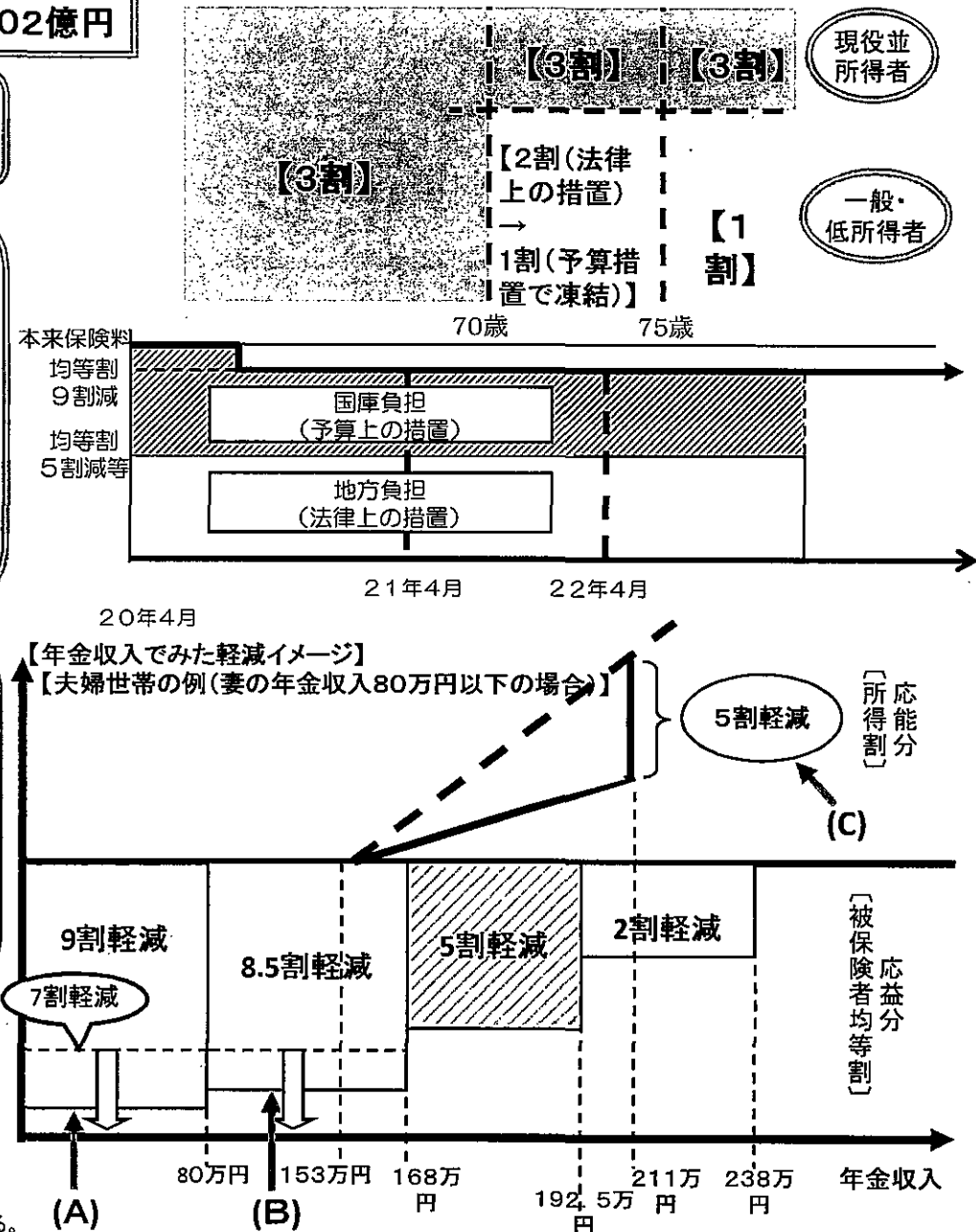
※5割部分は地方負担であり、別途、地方財政措置を講じる。

被用者保険の被扶養者であった方の均等割の軽減(5割分)に対して地方負担を行う期間は、「高齢者の医療の確保に関する法律」において加入後2年間で規定されている。したがって、制度施行当初から加入している方の均等割の軽減分に対する地方負担は、平成22年3月末で終了することとなるため、同法を改正し、後期高齢者医療制度廃止までの間、当該地方負担を延長する。

③後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減措置の継続
(543億円)

- (A) 均等割の7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減とする
- (B) 均等割の7割軽減を受ける方((A)に該当する方を除く。)を8.5割軽減とする
- (C) 所得割を負担する低所得者について、所得割を5割軽減する

④被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続に係るシステム改修経費及び高齢者の負担凍結延長に係る受給者証の再交付に要する経費
(9億円)



※①のうち66億円は21年度分の追加交付経費、③のうち20億円は20年度分の追加交付経費である。

医療保険制度の安定的な運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概 要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年6月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長
 - ・「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての指針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間に於いて、財政再建のための特例措置を講ずる。(22年度で労使年間2.2万円の保険料軽減)

- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
- ② 21年度末の赤字額について、3年間で償還を可能とする
- ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する

施行期日 平成22年4月1日

○ 国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。

全国後期高齢者医療広域連合協議会
の活動について

2010/01/15 現在

全国後期高齢者医療広域連合協議会の活動

9 月 30 日 厚生労働大臣に要望書提出

- ・円滑な新制度への移行と国の財源負担
- ・広域連合及び市町村等との十分な議論
- ・国の責任による制度説明
- ・国又は都道府県の立場の明確化
- ・安定したシステムの構築

11 月 20 日 厚生労働大臣に要望書提出

11 月 26 日 厚生労働省保険局高齢者医療課から 11 月 20 日の要望に対する
回答

については、別紙参照

12 月 25 日 厚生労働省保険局高齢者医療課へ緊急要望

- ・電算処理システムの改修について
- ・保険料率の試算について

1 月 8 日 厚生労働省保険局高齢者医療課から 12 月 25 日の要望に対する
回答

事 務 連 絡
平成21年11月26日

全国後期高齢者医療広域連合協議会 御中

厚生労働省保険局
高 齢 者 医 療 課

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成21年11月20日付けで要望のありました事項について、下記のとおり、当課としての考えをお示しいたします。

記

後期高齢者医療制度に関する重点要望

1 現行制度に関する重点要望事項

- (1) 現行制度の継続期間においては、これまでに課題として整理されている事項について、広域連合、市区町村等との意見交換を十分に行い、その意見を尊重し、現場等への影響を考慮した上で、スケジュールの調整等を行い、早期に改善すること。

(回答) 後期高齢者医療制度については廃止することとしていますが、

- ① まずは現行制度の様々な問題点の解消を図り、
 - ② そして、1期4年の中で、国民の納得と信頼が得られる新たな制度に移行する
- という2段階の手順で進めることとしています。

これまでにいただいていた様々な御要望は、現行制度が継続するという前提の下でいただいていたものであり、改めて上記の方針に照らして、

- ① 現行制度において速やかに対応すべきもの
 - ② 新たな制度の検討の中で議論すべきもの
- に整理し、引き続き御意見をいただきながら、それぞれ対応を図ってまいります。

- (2) 次期特定期間に係る保険料率の改定において、被保険者の負担増を最大限軽減すべく、国において十分な財源を確保し、抑制措置を行うこと。

また、今年度限りとされている保険料軽減措置についても継続実施し、そ

の財源は全額国において負担とすること。

(回答) 新たな制度が施行されるまでの間、後期高齢者医療制度が続くことになりませんが、高齢化の進行等により保険料負担が増えることとなっており、来年度には、このままでは全国平均で約 14% も保険料が増加する見込みとなっています。

これについては、広域連合の財政収支における剰余金を全額充当することに加え、都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩しにより、保険料額の増加を抑制するよう、先般（11月19日）、国から各広域連合及び各都道府県に対して要請したところです。

今後、広域連合・都道府県や関係省庁と調整の上、法改正の実施を含め、円滑な対応に努めていきたいと考えております。

また、現行の保険料軽減措置については、高齢者の方々に混乱や不安を生じさせないように、来年度以降も継続することとし、今年度と同様の国費による措置を第2次補正予算で措置することとしています。

なお、被用者保険の被扶養者であった方の均等割の軽減（5割分）に対する地方負担についても継続することとしており、このため、加入後2年間に限定されていた地方負担の期間を延長するための法改正を行い、地方財政措置することについて総務省と協議中です。

(3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収移行等が可能となるよう関係機関へ要請し、改善すること。

(回答) 特別徴収の対象となる年金の優先順位の変更については、年金保険者が保有する年金原簿から、複数の年金を受給している方を抽出し、優先順位を再判定することとなりますが、これには各年金保険者における大規模なシステム改修が必要です。

また、特別徴収を任意の月から開始することについては、年金保険者において、特別徴収の依頼をされた方を年金原簿から抽出し、特別徴収に移行することが可能かを確認した上で、金融機関に対し、最終的な年金支払額を報告するといった事務手続が年間を通して発生することになり、年金保険者に過重な事務負担を求めることとなります。

したがって、新たな制度が施行されるまでの経過的な措置として検討するのではなく、特別徴収等の保険料徴収のあり方を含め、新たな制度全体のあり方を議論する中で、検討すべき課題と考えています。

(4) 広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないように、適宜、適切な電算処理システムの改修を行うこと。

その際、広域連合及び市区町村の関連システムへの影響を十分に考慮し、動作確認などの検証を確実にできる期間を確保したスケジュールで実施し、必要な経費は、市区町村システムの改修等も含め、国において万全の財政措置を講

じること。

また、システムに支障が生じた際には、迅速かつ適切に対処できる体制を構築すること。

(回答) 標準システムについては、国民健康保険中央会に「ヘルプデスク」を設置するとともに、「広域連合標準システム研究会」を設け、広域連合や市町村（特別区を含む。以下同じ。）の御意見をいただきながら、不具合の解消や改善を図っているところです。

今後、現行制度が廃止されるまでの間においても、システムの安定化・適正化に努めることはもとより、十分な検証を行った上で広域連合及び市町村にシステムを提供するよう国民健康保険中央会に対する指導を行うとともに、システム改修経費についての必要な財源の確保に努めてまいります。

2 新制度に関する重点要望事項

- (1) 新制度の導入に当たっては、国民の合意を得られるよう、持続可能で分かりやすいものとするため、被保険者及び関係機関と十分な議論を行い、意見を反映させるとともに、必要な財源については、全額国において確保すること。
- (2) 制度の安定的な運営及び権限と責任の所在を明確にするとともに、国及び都道府県が主体的な役割を果たす制度とすること。
- (3) 新制度における電算処理システムの構築に当たっては、十分な準備・検証期間を確保することにより、完成度が高く、安定した運用が可能なものとするとともに、支障が生じた際には、迅速かつ適切に対処できる体制を構築すること。

(回答) 先般、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討するための「高齢者医療制度改革会議」を設置したところです。

また、新たな制度のあり方については、6つの原則を掲げ、検討を進めることとしており、具体的には、

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
 - ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
 - ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
 - ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
 - ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
 - ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う
- こととしています。

御要望の財源の問題、国と都道府県の役割、電算システムの構築等についても、「高齢者医療制度改革会議」等において、重要な課題として十分な検討を行ってまいります。

後期高齢者医療制度に関する要望

1 現行制度に関する要望事項

- (1) 国による広報を積極的に行うとともに、広域連合、市区町村等の広報施策の充実のための財源を確保すること。

(回答) 広報については、これまで国においては政府広報で適宜行い、また、補正予算等により、広域連合・市町村に対する措置を行ってきましたが、今後も、国・都道府県・市町村の適切な役割分担の下に、必要な財源の確保に努めてまいります。

(2) 保険料について

- ① 保険料率上昇要因の一つである後期高齢者負担率を現行のまま維持すること。

(回答) 後期高齢者負担率については、法律において、2年ごとに、10%に若年人口の減少率の2分の1の割合を加えた率とすることとされており、これを改正し、現行の率を維持することについては、現役世代との負担の公平性の観点から適当でないと考えています。

- ② 低所得者に係る軽減判定について、世帯から個人へ変更すること。

(回答) 後期高齢者医療制度においては、世帯単位で保険料の軽減割合を判定しているところですが、これを個人単位で判定することについては、

- ① 高所得の子どもに扶養されている高齢者についても保険料を軽減することになるなど公平性の観点から困難性があること
- ② 多額の公費を必要とすること
- ③ 同様の仕組みとなっている国民健康保険や介護保険との整合性を考慮する必要があること

などの課題がある旨、これまでも重ねて申し上げてきたところです。

- ③ 被扶養者に係る情報提供時期について、迅速な軽減判定が行えるよう誕生日後速やかに提供すること。

(回答) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料賦課については、現在、

- ① 事業主より、随時、資格喪失に該当した被扶養者の資格喪失異動届を保険者へ送付し、
- ② 各保険者より、前月までの資格喪失者に係る被扶養者情報を毎月10日までに支払基金に送付し、

③ 支払基金より、10日までに健保組合や共済組合等（約1,500）から受け付けた被扶養者情報（各月7～8千件）を都道府県別に分けた上で、各月20日までに各広域連合へ送付し、

④ 各広域連合において、各月末日までに保険料の月割賦課を行っているところであり、これ以上の迅速な対応を要請することは困難と考えています。

④ 審査支払手数料は、保険料算定項目であるため、国庫補助の対象とすることにより、被保険者の負担軽減を図ること。

（回答）レセプトの審査については、各広域連合が保険者として行っていたくものであり、その手数料については、旧老人保健制度や他の医療保険制度においても保険料により賄われていることから、国庫により財源措置することは考えておりません。

（3）長寿・健康増進事業は、複数年度継続して実施することで効果が表れるものであるため、継続した財政措置を行うこと。

（回答）長寿・健康増進事業については、平成22年度以降も引き続き特別調整交付金により財政措置を行うこととしており、今年度に定めた交付対象事業について、今年度と同程度の交付基準額を確保してまいります。

（4）国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。
また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては療養給付に対する定率交付は12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は国において別枠で調整額を確保すること。

（回答）平成21年度における国庫負担金等の交付時期については、平成21年2月の全国会議においてお示ししているところですが、来年度以降も、速やかに交付できるよう努めてまいります。

後期高齢者医療制度全体における財源は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、原則、公費5割、現役世代からの支援金4割、保険料1割とし、国は定率負担と調整交付金をあわせて、12分の4を措置することとされており、調整交付金を別枠で確保することは考えておりません。

（5）被保険者資格証明書交付に関する発行権限と国の判断基準との関係を整理の上、必要な措置を講じること。

（回答）資格証明書の交付については、法令に基づき各広域連合において判断を行う

ものでありますが、機械的に資格証明書が交付された場合、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあることから、現内閣においては、「原則として資格証明書を交付しない」ことを基本方針としており、厚生労働省においては、高齢者の医療の確保に関する法律第3条、地方自治法第245条の4等の規定に基づき、制度の運営が健全に行われるよう必要な助言、勧告等を行う立場から、先般（10月26日）、広域連合に対して上記の方針等を通知したところです。

各広域連合におかれましては、当該通知を踏まえ、資格証明書の厳格な運用を徹底していただくようお願いいたします。

- （6）基準収入額適用申請、限度額適用・標準負担額減額認定申請等の各種申請について、必要な情報が公簿等により確認できるものは、申請を省略できるものとする。

（回答）基準収入額適用の認定を職権で行うことについては、

- ① 市町村民税が非課税であるために申告を要しない方については、収入に関する情報を把握できないことや、
- ② 申告している方であっても、広域連合においては被保険者等の収入について、給与収入・公的年金等以外の収入を把握しておらず、当該他の収入額について市町村に照会することは、市町村において相当な作業が発生することとなり、8月の定期判定に事務処理が間に合わなくなるおそれがあることなどから困難であると考えています。

また、現在、全ての医療保険制度において、限度額適用・標準負担額減額の認定にあたっては申請していただくこととしていますが、当該減額認定は低所得者を対象とするものであり、これらの認定及び認定証の交付を職権で一律に行うことは、低所得者の心情を踏まえ適切でないと考えています。

なお、高齢者の負担を軽減する観点から、過去に当該限度額適用・標準負担額減額認定申請を行ったことがある方については、広域連合において必要な情報を公簿等により確認できる場合に、2回目以降の申請を省略できる旨、すでに疑義照会においてお示ししているところです。

- （7）医療費の一部負担金の負担割合及び自己負担限度額の負担区分の判定を個人単位で行うこと。

（回答）後期高齢者医療制度においては、生計維持の単位である「世帯」としての負担能力に着目して、一部負担金の割合等の判定を行っているところです。

御指摘のように、これらを個人単位で判定することについては、

- ① 高所得の夫（又は妻）に扶養されている高齢者についても、一部負担金の割合を1割とすることになるなど公平性の観点から困難であること
- ② 同様の仕組みとなっている国民健康保険や介護保険との整合性を考慮する必要があること

などの課題がある旨、これまでも重ねて申し上げてきたところです。

(8) 柔道整復、はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る支給申請書等について、電子データ化の推進を行うこと。

(回答) 柔道整復等に係る支給申請等を電子データにより行うことについては、

① 規模の小さい施術所が多い中、各施術所において電子データによる請求の環境を整えるために必要となる費用をどうするか

② 請求書の提出先が保険者毎となっている中、各保険者における電子データの受入体制をどうするか

など、様々な課題があり、現時点で対応することは困難と考えています。

(9) 年金記録の訂正により年金受給額が増額された被保険者等への対応について、国民健康保険・介護保険と同様、広域連合等関係機関に対し、その取り扱いを示すこと。

(回答) 年金記録の訂正により年金受給額が増額となった方に係る取扱いについては、国民健康保険及び介護保険においては、平成19年12月28日付通知により示されていますが、後期高齢者医療制度においても、当該通知の内容に準じた取扱いとしています。

2 新制度に関する要望事項

(1) 制度説明に当たっては、国の責任において、被保険者等に十分な周知広報を行うことにより、現場に混乱が生じないようにすること。

(回答) 新制度の説明にあたっては、被保険者等に十分な周知広報を行うことにより、事務を行う現場に混乱が生じないよう、国としても十分配慮してまいります。

(2) 新制度における電算処理システムの構築費用（ハード、ソフト、研修）については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において全額措置すること。

(回答) 新制度における電算処理システムの構築費用については、必要な財源の確保に努めてまいります。

以上

【資料 3】

平成 22 年度広域連合予算（案）について

平成22年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算(案)の概要

(歳入)

項目	平成22年度 当初予算額 A	平成21年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 (%) C/B	備考
1 分担金及び負担金	746,962	763,325	16,363	2.1%	市町村事務費負担金 均等割 10% 74,696 人口割 45% 336,133 高齢者割 45% 336,133
2 国庫支出金	1,583	4,547	2,964	65.2%	保険料不均一賦課負担金
3 県支出金	1,583	2,323	740	31.9%	保険料不均一賦課負担金
4 財産収入	1	1	0	0.0%	円滑導入基金預金利子
5 繰越金	5,000	5,000	0	0.0%	
6 諸収入	2	2	0	0.0%	
合 計	755,131	775,198	20,067	2.6%	

(歳出)

(単位:千円)

項目	平成22年度 当初予算額 A	平成21年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 (%) C/B	備考
1 議会費	782	783	1	0.1%	
(人件費)	335	335	0	0.0%	議員報酬 16人
(その他)	447	448	1	0.2%	旅費(費用弁償)等
2 総務費	281,238	282,168	930	0.3%	
(人件費)	247,147	247,147	0	0.0%	給与費負担金等 27人 246,595 特別職報酬 552
(その他)	34,091	35,021	930	2.7%	事務室等賃借 8,088 グループウェア保守等委託 1,998 グループウェア機器等賃借 1,888 その他 22,117
3 民生費	467,295	486,431	19,136	3.9%	事務費繰出 464,128 保険料不均一賦課繰出 3,166 円滑導入基金積立金 1
4 公債費	816	816	0	0.0%	
5 予備費	5,000	5,000	0	0.0%	
合 計	755,131	775,198	20,067	2.6%	

平成22年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算(案)の概要

(歳入)

項 目	平成22年度 当初予算額 A	平成21年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 (%) C/B	備 考
1 市町村負担金	36,788,405	35,799,708	988,697	2.8%	
保険料等負担金	19,037,127	18,551,837	485,290	2.6%	保険料 15,141,874 保険基盤安定分 3,895,253
療養給付費負担金	17,751,278	17,247,871	503,407	2.9%	負担対象額 1/12
2 国庫支出金	73,216,366	71,200,450	2,015,916	2.8%	
療養給付費負担金	53,253,834	51,743,613	1,510,221	2.9%	負担対象額 3/12
高額医療費負担金	751,156	586,827	164,329	28.0%	高額医療費負担対象額 1/4
調整交付金	19,114,721	18,752,272	362,449	1.9%	普通調整交付金
補助金	96,655	117,738	21,083	17.9%	保健事業費補助金 91,678 医療費適正化事業費 4,977
3 県支出金	18,502,434	17,834,698	667,736	3.7%	
療養給付費負担金	17,751,278	17,247,871	503,407	2.9%	負担対象額 1/12
高額医療費負担金	751,156	586,827	164,329	28.0%	高額医療費負担対象額 1/4
4 支払基金交付金	94,267,991	93,771,658	496,333	0.5%	負担対象額 3.974/10 特定費用の額 8.974/10
5 特別高額医療費 共同事業交付金	34,438	130,480	96,042	73.6%	
6 繰入金	1,962,288	1,677,020	285,268	17.0%	一般会計繰入金 事務費分 464,128 保険料不均一賦課分 3,166 基金繰入金 保険料軽減補填分 1,494,994
7 繰越金	3,060,385	1,651,478	1,408,907	85.3%	
8 諸収入	5	5	0	0.0%	第三者納付金 その他
合 計	227,832,312	222,065,497	5,766,815	2.6%	

(歳出)

(単位:千円)

項 目	平成22年度 当初予算額 A	平成21年度 当初予算額 B	増減額 C=A-B	増減率 (%) C/B	備 考
1 総務費	458,715	476,174	17,459	3.7%	
総務管理費	458,715	476,174	17,459	3.7%	システム機器賃借、保守等 185,475 療養費分審査委託 13,608 レセプト管理・保管業務委託 37,493 レセプト点検業務委託 74,400 国保連合会負担金 63,195 その他 84,544
2 保険給付費	225,214,800	220,751,997	4,462,803	2.0%	
療養諸費	223,730,400	219,176,541	4,553,859	2.1%	1人当たり 713,870円 × 313,405人
審査支払手数料	623,300	693,406	70,106	10.1%	@80円 × 7,791,248件
葬祭費	861,100	882,050	20,950	2.4%	@50千円 × 17,222人
3 財政安定化基金 拠出金	115,101	104,105	10,996	10.6%	拠出率0.05% (国、県同額拠出)
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	31,668	130,480	98,812	75.7%	国保中央会において共同処理
5 保健事業費	390,717	464,163	73,446	15.8%	受診人数 74,752人
6 公債費	10,192	10,192	0	0.0%	
7 諸支出金	10,200	28,386	18,186	64.1%	
保険料還付金	10,000	27,896	17,896	64.2%	前年度死亡等の資格喪失に係る保険 料歳出還付
還付加算金	200	490	290	59.2%	
8 予備費	1,600,919	100,000	1,500,919	1500.9%	
合 計	227,832,312	222,065,497	5,766,815	2.6%	

【資料 4】

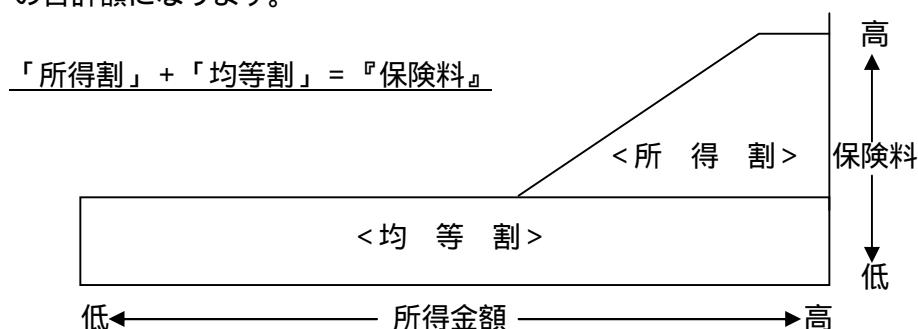
平成 22 年度の保険料について

平成 22 年度の保 険 料 について

1 保険料の賦課区分及び保険料率について

(1) 保険料の賦課区分

一人ひとりの保険料額は、法律及び政令等により、被保険者の方の所得に応じて負担していただく「所得割」と、被保険者の方全員が等しく負担していただく「均等割」の合計額になります。



所得割は、被保険者の方の基準となる所得金額（総所得金額等から基礎控除額 33 万円を差し引いた額）に、条例に定める一定の率（所得割率）をかけた額になります。

- 後期高齢者は年金収入を主とする方が多いですが、年金収入のみの場合だと、1 年間の年金の額が 153 万円（ ）以下の場合、所得割はかかりません。
（ 33 万円（基礎控除） + 120 万円（公的年金控除） = 153 万円 ）

均等割は、被保険者の方全員に、条例で定める一定の額が課されます。

- 所得金額が少ない場合、その金額に応じて均等割額の 7 割、5 割、又は 2 割を軽減します。（後述）

(2) 保険料率

所得割率及び均等割額を合わせて保険料率といい、広域連合の条例で定めます。現段階での 22・23 年度の保険料率（案）は、所得割率 6.89%、均等割額 36,225 円です。

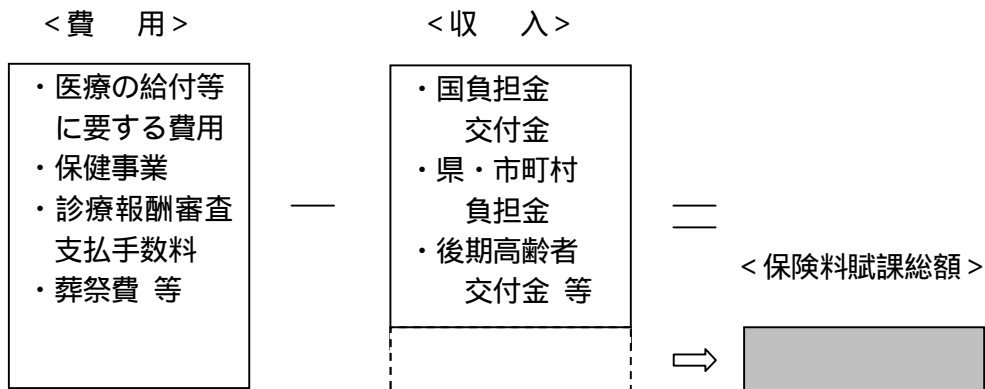
（20・21 年度は 所得割率 6.53%、均等割額 35,787 円）

これによる具体的な保険料額は、参考資料「平成 22 年度の保険料早見表」をご参照ください。

保険料賦課総額の算出

広域連合では、制度の安定した財政運営を確保するため、2 年度単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定します。

医療費の給付等に要する費用、保健事業、及び診療報酬の審査支払手数料など、制度の運営に必要な費用の見込額から、国、県、市町村及び他の保険者からの負担金・交付金等を差し引いて、必要な保険料賦課総額を算出します。



保険料率の算出

で算出した賦課総額を、政省令の定めにより所得割賦課分及び均等割賦課分に按分します。按分の比率は、広域連合の被保険者の所得水準と、国が示す全国平均の所得水準との比較で決定されます。

（全国平均と同じ所得水準であれば、所得割：均等割の比率は 50：50 になります。

所得水準が低ければ、所得割の比率が低く（均等割が高く）なります。）

長野県の場合、所得水準を示す所得係数は国を 1 とした場合、0.7944 となり、所得割：均等割の比率は 0.7944：1 = 45：55 となります。

○ 所得割率の算出

$$\text{所得割率} = \frac{\text{所得割総額（賦課総額} \times 45 / 100 \text{）}}{\text{被保険者の基準となる所得金額（ ）の総額（総所得金額等から基礎控除額 33 万円を差し引いた額）}}$$

なお、政省令の規定により、賦課限度額である 50 万円を超える分の所得については補正を行います。

○ 均等割額の算出

$$\text{均等割額} = \frac{\text{均等割総額（賦課総額} \times 55 / 100 \text{）}}{\text{被保険者の総人数（見込み）}}$$

（ 3 ）不均一保険料率

医療費の地域格差の特例（経過措置）

法律では、広域連合の区域のうち、医療費が著しく低い市町村で厚生労働大臣が定めるものは、政令で定める基準に従い広域連合の条例により、平成 20 年 4 月 1 日から 6 年以内の期間、特例で保険料率を軽減できることになっています。

この厚生労働大臣の定めるものは、「平成15年度から平成17年度までの一定期間の市町村1人当たり老人医療給付費実績が広域連合区域全体の20%以上低く乖離していること」となっています。

また、政令で定める基準は、「均一保険料率に給付費比率を乗じて得た所得割率及び均等割額を基礎とし、条例で定める期間を通じて、その差が少なくなるように設定（条例で定める期間が終了した年度以降は均一保険料率となる）する」となっています。

・6年で設定する場合 2年ごとに3/6以内→2/6以内→1/6以内

・根羽村	乖離率	21.15%	22・23年度所得割率	6.41%	均等割額	33,672円
・売木村	〃	20.86%	〃	6.42%	〃	33,707円
・泰阜村	〃	20.69%	〃	6.42%	〃	33,727円

2 賦課限度額について

一人ひとりの保険料額として計算した額が決められた一定の額を超えると、賦課額はその一定の額に抑えられます。この保険料負担の上限額を賦課限度額といいます。

この賦課限度額は、政令の規定により年額50万円を越えることができないものと決められています。

この限度額は、所得の高い層の方には応分の負担をお願いし、中間所得層の方の負担はできるだけ抑制しようとの考え方にに基づき、現行の国民健康保険の上限額（50万円）等も勘案して設定されているものです。

長野県においても、中間所得層の方の負担をできるだけ抑制したいという考え方により、賦課限度額は年額50万円に設定（条例に規定）しています。

3 保険料の軽減及び減免について

（1）保険料の軽減について

低所得世帯に属する方の軽減措置（広域連合条例）

所得の低い世帯に属する被保険者の方については、次の基準により、被保険者均等割額を軽減します。これは、現在の市町村の国民健康保険と同様です。

- 基準 - 4月1日時点を判断基準とする。

被保険者及びその属する世帯の世帯主の総所得金額・・・A

7割軽減世帯 A 33万円のとき。

5割軽減世帯 A $33万円 + 24.5万円 \times \text{当該世帯に属する被保険者数}$
(被保険者である世帯主を除く)のとき。

2割軽減世帯 A $33万円 + 35万円 \times \text{当該世帯に属する被保険者数のとき。}$
33万円とは軽減計算する上での基礎控除額となります。

総所得金額とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額をいいます。ただし、軽減の判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円を差し引いた額で判定します。

例えば、夫婦2人世帯で夫の年金収入のみの額で見ますと、7割軽減は、収入額が168万円以下、5割軽減は収入額192.5万円以下、2割軽減は収入額238万円以下となります。

なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

—従来の軽減に対する更なる軽減措置—

【均等割】

- 賦課期日において、均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、公的年金等控除額を80万円として算定した総所得金額等がいずれもない場合に9割軽減とされています。
- 平成21年度に引き続き、均等割の7割軽減を受ける方を一律8.5割軽減とされています。

【所得割】

- 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入153万円から211万円まで）について、5割軽減とされています。

健康保険など被用者保険の被扶養者であった方に対する特別軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、これまで保険料を負担してこなかったことを考慮して激変緩和のため、資格取得時から2年間、所得割を課さず、被保険者均等割額を5割（21年度は9割）軽減となっていました。

22年度からは「2年間」という期限が「当分の間」となり、9割軽減を制度廃止まで継続するとされています。

被用者保険とは、全国健康保険協会、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称です。

（2）保険料の減免について（広域連合条例）

後期高齢者医療制度においても、市町村の国民健康保険制度と同じく、個別の事情により保険料の納付が困難な方について保険料の減免制度を設けます。

保険料の減免の決定は、本広域連合が行いますが、減免のご相談、申請はお住まいの市町村の担当窓口になります。なお、減免は、次の事由としています。

ア 災害減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に減免するものです。

イ 収入減減免

被保険者の属する世帯の世帯主が死亡、病気、失業、農作物の不作、不漁などにより収入が大きく減少した場合に減免するものです。

ウ その他

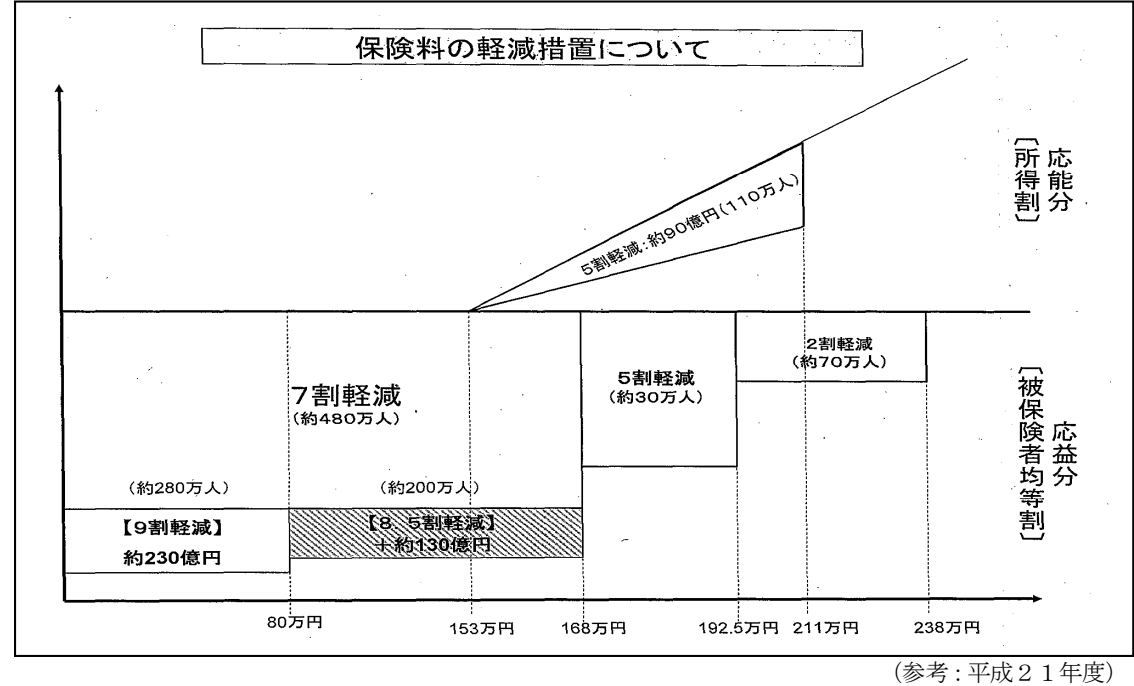
その他、ア・イに類する事由があった場合に減免するものです。

4 納付方法について

保険料の納付は、原則、介護保険と同様、年金から自動的に支払われるしくみ（特別徴収）ですが、希望により口座振替に変更することもできるようになっています。

ただし、年金額が年額 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が支給される年金額の半分を超える方などは、それぞれの市町村の条例で定める保険料の支払期に応じて市町村の発行する納入通知書により銀行等で納めていただくことになります。（普通徴収）

保険料軽減計算(参考)



「被保険者夫婦2人世帯、収入は夫の年金収入のみの場合」の夫の保険料の計算

公的年金収入80万円のとき

○収入額を所得額へ換算

公的年金収入80万円 - 控除額80万円 = 総所得額 0円

- ・所得割について
なし

○軽減計算

- ・均等割について
軽減判定所得額算出(年金収入80万円以下9割軽減)

総所得額 0円 - 高齢者特別控除 0円 = 控除後所得額 0円
夫の年金収入のみのため、妻は所得額が0円である。
よって、所得が夫婦合算で 0円となる。

7割軽減の条件については、世帯総所得額 ≤ 33万円である。
したがって、均等割額については年金収入80万円以下のため9割軽減となる。

均等割額36,225円 - 9割 = 軽減後均等割額3,622円

○軽減後保険料は、

$$\text{所得割額 } 0 \text{ 円} + \text{均等割額 } 3,622 \text{ 円} = 3,622 \text{ 円}$$

端数処理により

$$\text{軽減後保険料 } \underline{3,600 \text{ 円}} \quad (\text{軽減無しの場合 } 36,200 \text{ 円})$$

公的年金収入 168 万円のと看

○収入額を所得額へ換算

$$\text{公的年金収入 } 168 \text{ 万円} - \text{控除額 } 120 \text{ 万円} = \text{総所得額 } 48 \text{ 万円}$$

・所得割について

$$\text{総所得額 } 48 \text{ 万円} - \text{基礎控除額 } 33 \text{ 万円} = 15 \text{ 万円}$$

$$\text{控除後所得額 } 15 \text{ 万円} \times \text{所得割率 } 6.89\% = \text{所得割額 } 10,335 \text{ 円}$$

○軽減計算

・所得割について（年金収入 153 万円から 211 万円まで 5 割軽減）

$$\text{所得割額 } 10,335 \text{ 円} - 5 \text{ 割} = \text{軽減後均等所得割額 } \underline{5,167 \text{ 円}}$$

・均等割について

軽減判定所得額算出

$$\text{総所得額 } 48 \text{ 万円} - \text{高齢者特別控除 } 15 \text{ 万円} = \text{控除後所得額 } 33 \text{ 万円}$$

夫の年金収入のみのため、妻は所得額が 0 円である。

よって、所得が夫婦合算で 33 万円となる。

7 割軽減の条件については、世帯総所得額 33 万円である。

したがって、均等割額については 8.5 割軽減となる。

$$\text{均等割額 } 36,225 \text{ 円} - 8.5 \text{ 割} = \text{軽減後均等割額 } \underline{5,433 \text{ 円}}$$

○軽減後保険料は、

$$\text{所得割額 } 5,167 \text{ 円} + \text{均等割額 } 5,433 \text{ 円} = 10,600 \text{ 円}$$

端数処理により

$$\text{軽減後保険料 } \underline{10,600 \text{ 円}} \quad (\text{軽減無しの場合 } 46,500 \text{ 円})$$

公的年金収入 192.5 万円のと看

○収入額を所得へ換算

$$\text{公的年金収入 } 192.5 \text{ 万円} - \text{控除額 } 120 \text{ 万円} = \text{総所得額 } 72.5 \text{ 万円}$$

・所得割について

総所得額 72.5 万円 - 基礎控除額 33 万円 = 控除後所得 39.5 万円
控除後所得 39.5 万円 × 所得割率 6.89% = 所得割額 27,215 円

○軽減計算

・所得割について（年金収入 153 万円から 211 万円まで 5 割軽減）

所得割額 27,215 円 - 5 割 = 軽減後均等所得割額 13,607 円

・均等割について

軽減判定所得額算出

総所得額 72.5 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 控除後所得額 57.5 万円
33 万円を超えてしまうため、7 割軽減に該当しない。

5 割軽減の条件については、

世帯総所得額 33 万円 + 24.5 万円 × 世帯主以外の被保険者数である。

この世帯の例でみると、妻については所得額が 0 円のため、

世帯総所得額 57.5 万円 33 万円 + 24.5 万円 × 1 人 = 57.5 万円である。

したがって、世帯総所得額が基準の 33 万円を超え、57.5 万円以下のため、5 割軽減となる。

均等割額 36,225 円 - 5 割 = 軽減後均等割額 18,112 円

○軽減後保険料は、

所得割額 13,607 円 + 均等割額 18,112 円 = 31,719 円

端数処理により

軽減後保険料 31,700 円（軽減無しの場合 63,400 円）

公的年金収入 238 万円のとき

○収入額を所得へ換算

公的年金収入 238 万円 - 控除額 120 万円 = 総所得額 118 万円

・所得割について

総所得額 118 万円 - 基礎控除額 33 万円 = 85 万円

軽減判定所得割額 85 万円 × 所得割率 6.89% = 58,565 円

○軽減計算

・均等割について

軽減判定所得額算出

総所得額 118 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 控除後所得額 103 万円
57.5 万円を超えてしまうため、7 割、5 割軽減に該当しない。

2 割軽減の条件については、
世帯総所得額 $33 \text{ 万円} + 35 \text{ 万円} \times \text{世帯の被保険者数}$ である。

この世帯の例でみると、夫婦が被保険者であり、妻については所得額が 0 円
世帯総所得額 103 万円 $33 \text{ 万円} + 35 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 103 \text{ 万円}$ である。
したがって、世帯総所得額が基準の 57.5 万円を超え、103 万円以下のため、
2 割軽減となる。

均等割額 36,225 円 - 2 割 = 軽減後均等割額 28,980 円

○軽減後保険料は、
所得割額 58,565 円 + 均等割額 28,980 円 = 87,545 円

端数処理により
軽減後保険料 87,500 円 (軽減無しの場合 94,700 円)

平成22年度の保険料早見表

1. 1人世帯で被保険者が年金収入のみの場合

年金収入	年金所得	賦課のもととなる所得金額 【旧ただし書所得】	所得割額		被保険者均等割額	合計額	保険料額
			軽減前	軽減後			
800,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	(9割軽減) 3,622 円	3,622 円	3,600 円
1,530,000 円	330,000 円	0 円	0 円	0 円	(8.5割軽減) 5,433 円	5,433 円	5,400 円
1,680,000 円	480,000 円	150,000 円	10,335 円	5,167 円	(8.5割軽減) 5,433 円	10,600 円	10,600 円
1,925,000 円	725,000 円	395,000 円	27,215 円	13,607 円	(2割軽減) 28,980 円	42,587 円	42,500 円
2,010,000 円	810,000 円	480,000 円	33,072 円	16,536 円	(2割軽減) 28,980 円	45,516 円	45,500 円
2,030,000 円	830,000 円	500,000 円	34,450 円	17,225 円	(2割軽減) 28,980 円	46,205 円	46,200 円
2,100,000 円	900,000 円	570,000 円	39,273 円	19,636 円	36,225 円	55,861 円	55,800 円
2,110,000 円	910,000 円	580,000 円	39,962 円	19,981 円	36,225 円	56,206 円	56,200 円
2,500,000 円	1,300,000 円	970,000 円	66,833 円	(軽減なし)	36,225 円	103,058 円	103,000 円
3,000,000 円	1,800,000 円	1,470,000 円	101,283 円	(軽減なし)	36,225 円	137,508 円	137,500 円
3,500,000 円	2,250,000 円	1,920,000 円	132,288 円	(軽減なし)	36,225 円	168,513 円	168,500 円
4,000,000 円	2,625,000 円	2,295,000 円	158,125 円	(軽減なし)	36,225 円	194,350 円	194,300 円
4,500,000 円	3,040,000 円	2,710,000 円	186,719 円	(軽減なし)	36,225 円	222,944 円	222,900 円
5,000,000 円	3,465,000 円	3,135,000 円	216,001 円	(軽減なし)	36,225 円	252,226 円	252,200 円
5,500,000 円	3,890,000 円	3,560,000 円	245,284 円	(軽減なし)	36,225 円	281,509 円	281,500 円
6,000,000 円	4,315,000 円	3,985,000 円	274,566 円	(軽減なし)	36,225 円	310,791 円	310,700 円
6,500,000 円	4,740,000 円	4,410,000 円	303,849 円	(軽減なし)	36,225 円	340,074 円	340,000 円
7,000,000 円	5,165,000 円	4,835,000 円	333,131 円	(軽減なし)	36,225 円	369,356 円	369,300 円
9,069,614 円～	7,061,133 円～	6,731,133 円～	463,775 円	(軽減なし)	36,225 円	500,000 円	500,000 円

2. 2人世帯(夫婦)で被保険者が年金収入のみの場合の夫の保険料(妻の年金収入は135万円(9割軽減の場合は80万円)以下とします。)

年金収入	年金所得	賦課のもととなる所得金額 【旧ただし書所得】	所得割額		被保険者均等割額	合計額	保険料額
			軽減前	軽減後			
800,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	(9割軽減) 3,622 円	3,622 円	3,600 円
1,530,000 円	330,000 円	0 円	0 円	0 円	(8.5割軽減) 5,433 円	5,433 円	5,400 円
1,680,000 円	480,000 円	150,000 円	10,335 円	5,167 円	(8.5割軽減) 5,433 円	10,600 円	10,600 円
1,925,000 円	725,000 円	395,000 円	27,215 円	13,607 円	(5割軽減) 18,112 円	31,719 円	31,700 円
2,010,000 円	810,000 円	480,000 円	33,072 円	16,536 円	(2割軽減) 28,980 円	45,516 円	45,500 円
2,030,000 円	830,000 円	500,000 円	34,450 円	17,225 円	(2割軽減) 28,980 円	46,205 円	46,200 円
2,100,000 円	900,000 円	570,000 円	39,273 円	19,636 円	(2割軽減) 28,980 円	48,616 円	48,600 円
2,110,000 円	910,000 円	580,000 円	39,962 円	19,981 円	(2割軽減) 28,980 円	48,961 円	48,900 円
2,200,000 円	1,000,000 円	670,000 円	46,163 円	(軽減なし)	(2割軽減) 28,980 円	75,143 円	75,100 円
2,300,000 円	1,100,000 円	770,000 円	53,053 円	(軽減なし)	(2割軽減) 28,980 円	82,033 円	82,000 円
2,380,000 円	1,180,000 円	850,000 円	58,565 円	(軽減なし)	(2割軽減) 28,980 円	87,545 円	87,500 円
2,500,000 円	1,300,000 円	970,000 円	66,833 円	(軽減なし)	36,225 円	103,058 円	103,000 円
3,000,000 円	1,800,000 円	1,470,000 円	101,283 円	(軽減なし)	36,225 円	137,508 円	137,500 円
3,500,000 円	2,250,000 円	1,920,000 円	132,288 円	(軽減なし)	36,225 円	168,513 円	168,500 円
4,000,000 円	2,625,000 円	2,295,000 円	158,125 円	(軽減なし)	36,225 円	194,350 円	194,300 円
4,500,000 円	3,040,000 円	2,710,000 円	186,719 円	(軽減なし)	36,225 円	222,944 円	222,900 円
5,000,000 円	3,465,000 円	3,135,000 円	216,001 円	(軽減なし)	36,225 円	252,226 円	252,200 円
5,500,000 円	3,890,000 円	3,560,000 円	245,284 円	(軽減なし)	36,225 円	281,509 円	281,500 円
6,000,000 円	4,315,000 円	3,985,000 円	274,566 円	(軽減なし)	36,225 円	310,791 円	310,700 円
6,500,000 円	4,740,000 円	4,410,000 円	303,849 円	(軽減なし)	36,225 円	340,074 円	340,000 円
7,000,000 円	5,165,000 円	4,835,000 円	333,131 円	(軽減なし)	36,225 円	369,356 円	369,300 円
9,069,614 円～	7,061,133 円～	6,731,133 円～	463,775 円	(軽減なし)	36,225 円	500,000 円	500,000 円

3. 1人世帯で被保険者が給与収入の場合(年金収入は120万円(9割軽減の場合は80万円)以下とします。)

給与収入	給与所得	賦課のもととなる所得金額 【旧ただし書所得】	所得割額		被保険者均等割額	合計額	保険料額
			軽減前	軽減後			
650,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	(9割軽減) 3,622 円	3,622 円	3,600 円
980,000 円	330,000 円	0 円	0 円	0 円	(8.5割軽減) 5,433 円	5,433 円	5,400 円
1,130,000 円	480,000 円	150,000 円	10,335 円	5,167 円	(2割軽減) 28,980 円	34,147 円	34,100 円
1,330,000 円	680,000 円	350,000 円	24,115 円	12,057 円	(2割軽減) 28,980 円	41,037 円	41,000 円
1,400,000 円	750,000 円	420,000 円	28,938 円	14,469 円	36,225 円	50,694 円	50,600 円
1,500,000 円	850,000 円	520,000 円	35,828 円	17,914 円	36,225 円	54,139 円	54,100 円
1,560,000 円	910,000 円	580,000 円	39,962 円	19,981 円	36,225 円	56,206 円	56,200 円
2,000,000 円	1,220,000 円	890,000 円	61,321 円	(軽減なし)	36,225 円	97,546 円	97,500 円
2,500,000 円	1,570,000 円	1,240,000 円	85,436 円	(軽減なし)	36,225 円	121,661 円	121,600 円
3,000,000 円	1,920,000 円	1,590,000 円	109,551 円	(軽減なし)	36,225 円	145,776 円	145,700 円
3,500,000 円	2,270,000 円	1,940,000 円	133,666 円	(軽減なし)	36,225 円	169,891 円	169,800 円
4,000,000 円	2,660,000 円	2,330,000 円	160,537 円	(軽減なし)	36,225 円	196,762 円	196,700 円
4,500,000 円	3,060,000 円	2,730,000 円	188,097 円	(軽減なし)	36,225 円	224,322 円	224,300 円
5,000,000 円	3,460,000 円	3,130,000 円	215,657 円	(軽減なし)	36,225 円	251,882 円	251,800 円
5,500,000 円	3,860,000 円	3,530,000 円	243,217 円	(軽減なし)	36,225 円	279,442 円	279,400 円
6,000,000 円	4,260,000 円	3,930,000 円	270,777 円	(軽減なし)	36,225 円	307,002 円	307,000 円
6,500,000 円	4,660,000 円	4,330,000 円	298,337 円	(軽減なし)	36,225 円	334,562 円	334,500 円
7,000,000 円	5,100,000 円	4,770,000 円	328,653 円	(軽減なし)	36,225 円	364,878 円	364,800 円
7,500,000 円	5,550,000 円	5,220,000 円	359,658 円	(軽減なし)	36,225 円	395,883 円	395,800 円
8,000,000 円	6,000,000 円	5,670,000 円	390,663 円	(軽減なし)	36,225 円	426,888 円	426,800 円
8,500,000 円	6,450,000 円	6,120,000 円	421,668 円	(軽減なし)	36,225 円	457,893 円	457,800 円
9,000,000 円	6,900,000 円	6,570,000 円	452,673 円	(軽減なし)	36,225 円	488,898 円	488,800 円
9,179,037 円～	7,061,133 円～	6,731,133 円～	463,775 円	(軽減なし)	36,225 円	500,000 円	500,000 円

- (注) 1. 軽減判定については、公的年金等収入につき国民健康保険と同様、高齢者特別控除15万円が適用されます。
2. 1人世帯において、被保険者均等割額の5割軽減はありません。
3. 年金収入金額及び給与収入金額から所得金額への換算は、平成21年分の計算例により換算しています。
4. 賦課のもととなる所得金額＝旧ただし書所得＝基礎控除(33万円)後の総所得金額等

平成21年度及び平成22年度の後期高齢者医療保険料概算額の比較

1. 1人世帯で被保険者が年金収入のみの場合

(単位:円、%)

年金収入	年金所得	旧ただし書所得	平成21年度の保険料		平成22年度の保険料		比較	
			軽減区分	概算額	軽減区分	概算額	差額	率
800,000	0	0	9割軽減	3,500	9割軽減	3,600	100	102.86
1,530,000	330,000	0	8.5割軽減	5,300	8.5割軽減	5,400	100	101.89
1,680,000	480,000	150,000	8.5割軽減	10,200	8.5割軽減	10,600	400	103.92
1,925,000	725,000	395,000	2割軽減	41,500	2割軽減	42,500	1,000	102.41
2,010,000	810,000	480,000	2割軽減	44,300	2割軽減	45,500	1,200	102.71
2,030,000	830,000	500,000	2割軽減	44,900	2割軽減	46,500	1,600	103.56
2,100,000	900,000	570,000	(所得割軽減)	54,300	(所得割軽減)	55,800	1,500	102.76
2,110,000	910,000	580,000	(所得割軽減)	54,700	(所得割軽減)	56,200	1,500	102.74
2,500,000	1,300,000	970,000		99,100		103,000	3,900	103.94
3,000,000	1,800,000	1,470,000		131,700		137,500	5,800	104.40
3,500,000	2,250,000	1,920,000		161,100		168,500	7,400	104.59
4,000,000	2,625,000	2,295,000		185,600		194,300	8,700	104.69
4,500,000	3,040,000	2,710,000		212,700		222,900	10,200	104.80
5,000,000	3,465,000	3,135,000		240,500		252,200	11,700	104.86
5,500,000	3,890,000	3,560,000		268,200		281,500	13,300	104.96
6,000,000	4,315,000	3,985,000		296,000		310,700	14,700	104.97
6,500,000	4,740,000	4,410,000		323,700		340,000	16,300	105.04
7,000,000	5,165,000	4,835,000		351,500		369,300	17,800	105.06
9,069,614	7,061,133	6,731,133		475,300		500,000	24,700	105.20
9,467,294	7,438,929	7,108,929		500,000		500,000	0	100.00

2. 2人世帯(夫婦)で被保険者が年金収入のみの場合の夫の保険料(妻の年金収入は135万円(9割軽減は80万円)以下)

年金収入	年金所得	旧ただし書所得	平成21年度の保険料		平成22年度の保険料		比較	
			軽減区分	概算額	軽減区分	概算額	差額	率
800,000	0	0	9割軽減	3,500	9割軽減	3,600	100	102.86
1,530,000	330,000	0	8.5割軽減	5,300	8.5割軽減	5,400	100	101.89
1,680,000	480,000	150,000	8.5割軽減	10,200	8.5割軽減	10,600	400	103.92
1,925,000	725,000	395,000	5割軽減	30,700	5割軽減	31,700	1,000	103.26
2,010,000	810,000	480,000	2割軽減	44,300	2割軽減	45,500	1,200	102.71
2,030,000	830,000	500,000	2割軽減	44,900	2割軽減	46,200	1,300	102.90
2,100,000	900,000	570,000	2割軽減	47,200	2割軽減	48,600	1,400	102.97
2,110,000	910,000	580,000	2割軽減	47,500	2割軽減	48,900	1,400	102.95
2,200,000	1,000,000	670,000	2割軽減	72,300	2割軽減	75,100	2,800	103.87
2,300,000	1,100,000	770,000	2割軽減	78,900	2割軽減	82,000	3,100	103.93
2,380,000	1,180,000	850,000	2割軽減	84,100	2割軽減	87,500	3,400	104.04
2,500,000	1,300,000	970,000		99,100		103,000	3,900	103.94
3,000,000	1,800,000	1,470,000		131,700		137,500	5,800	104.40
3,500,000	2,250,000	1,920,000		161,100		168,500	7,400	104.59
4,000,000	2,625,000	2,295,000		185,600		194,300	8,700	104.69
4,500,000	3,040,000	2,710,000		212,700		222,900	10,200	104.80
5,000,000	3,465,000	3,135,000		240,500		252,200	11,700	104.86
5,500,000	3,890,000	3,560,000		268,200		281,500	13,300	104.96
6,000,000	4,315,000	3,985,000		296,000		310,700	14,700	104.97
6,500,000	4,740,000	4,410,000		323,700		340,000	16,300	105.04
7,000,000	5,165,000	4,835,000		351,500		369,300	17,800	105.06
9,069,614	7,061,133	6,731,133		475,300		500,000	24,700	105.20
9,467,294	7,438,929	7,108,929		500,000		500,000	0	100.00

3. 1人世帯で被保険者が給与収入の場合(年金収入は120万円(9割軽減は80万円)以下)

給与収入	給与所得	旧ただし書所得	平成21年度の保険料		平成22年度の保険料		比較	
			軽減区分	概算額	軽減区分	概算額	差額	率
650,000	0	0	9割軽減	3,500	9割軽減	3,600	100	102.86
980,000	330,000	0	8.5割軽減	5,300	8.5割軽減	5,400	100	101.89
1,130,000	480,000	150,000	2割軽減	33,500	2割軽減	34,100	600	101.79
1,330,000	680,000	350,000	2割軽減	40,000	2割軽減	41,000	1,000	102.50
1,400,000	750,000	420,000	(所得割軽減)	49,500	(所得割軽減)	50,600	1,100	102.22
1,500,000	850,000	520,000	(所得割軽減)	52,700	(所得割軽減)	54,100	1,400	102.66
1,560,000	910,000	580,000	(所得割軽減)	54,700	(所得割軽減)	56,200	1,500	102.74
2,000,000	1,220,000	890,000		93,900		97,500	3,600	103.83
2,500,000	1,570,000	1,240,000		116,700		121,600	4,900	104.20
3,000,000	1,920,000	1,590,000		139,600		145,700	6,100	104.37
3,500,000	2,270,000	1,940,000		162,400		169,800	7,400	104.56
4,000,000	2,660,000	2,330,000		187,900		196,700	8,800	104.68
4,500,000	3,060,000	2,730,000		214,000		224,300	10,300	104.81
5,000,000	3,460,000	3,130,000		240,100		251,800	11,700	104.87
5,500,000	3,860,000	3,530,000		266,200		279,400	13,200	104.96
6,000,000	4,260,000	3,930,000		292,400		307,000	14,600	104.99
6,500,000	4,660,000	4,330,000		318,500		334,500	16,000	105.02
7,000,000	5,100,000	4,770,000		347,200		364,800	17,600	105.07
7,500,000	5,550,000	5,220,000		376,600		395,800	19,200	105.10
8,000,000	6,000,000	5,670,000		406,000		426,800	20,800	105.12
8,500,000	6,450,000	6,120,000		435,400		457,800	22,400	105.14
9,000,000	6,900,000	6,570,000		464,800		488,800	24,000	105.16
9,179,037	7,061,133	6,731,133		475,300		500,000	24,700	105.20
9,598,810	7,438,929	7,108,929		500,000		500,000	0	100.00

[保険料率: [平成20・21年度; 0.0653、35,787円] / [平成22・23年度; 0.0689、36,225円]]

(注) 1. 軽減判定については、公的年金等収入につき国民健康保険と同様、高齢者特別控除15万円が適用されます。

2. 1人世帯において、被保険者均等割額の5割軽減はありません。

3. 年金収入金額及び給与収入金額から所得金額への換算は、平成21年分の計算例により換算しています。

4. 旧ただし書所得 = 賦課のもととなる所得金額 = 基礎控除(33万円)後の総所得金額等

参考資料

長野県後期高齢者医療広域連合

平成22年度・23年度 保険料賦課総額(試算)

均 等 割 額	36,225円
所 得 割 率	0.0689
1人当たり保険料(軽減後)	48,023円

(単位:千円)

費 用	
1 給付費等総額 (自己負担金等を除いた療養給付費総額)	460,403,205
2 財政安定化基金拠出金 (上記1の額×拠出率 0.05%)	230,202
3 特別高額医療共同事業拠出金	65,017
4 保健事業に要する費用 (健診に要する補助金額)	807,061
5 審査支払手数料 (診療報酬明細書の審査委託費用)	1,256,265
6 その他(葬祭費) (被保険者の死亡により葬祭を行った場合に一定額(5万円)を支給)	1,735,550
費 用 計	464,497,300

収 入	
1 国庫負担金 ('現役並み所得者を除く療養給付費'×3/12 + 高額医療費(1件80万円超)×1/4)	111,134,073
2 調整交付金 ('現役並み所得者を除く療養給付費'×1/12 + 都道府県の所得水準に応じた調整額)	39,361,568
3 都道府県負担金 ('現役並み所得者を除く療養給付費'×1/12 + 高額医療費(1件80万円超)×1/4)	38,075,201
4 市町村負担金 ('現役並み所得者を除く療養給付費'×1/12)	36,529,436
5 後期高齢者交付金 ('現役並み所得者を除く療養給付費'×4/10 + '現役並み所得者療養給付費'×9/10) (他保険者支援金)	193,989,218
6 特別高額医療費共同事業交付金	70,717
7 その他 ('健診事業'国庫補助金)	189,370
8 剰余金	3,060,385
9 財政安定化基金交付金	698,328
収 入 計	423,108,296

保険料収納必要額(費用-収入)	41,389,004
予定保険料収納率	99.480%
賦 課 総 額	41,605,352

平成22年度 被保険者見込数	313,405人
平成23年度 被保険者見込数	318,265人

平成 2 2 年度診療報酬改定について

全体改定率 + 0 . 1 9 %

1 診療報酬改定（本体）

改定率 + 1 . 5 5 %

各科改定率	医 科	+ 1 . 7 4 %
	〔入院	+ 3 . 0 3 %〕
	〔外来	+ 0 . 3 1 %〕
	歯 科	+ 2 . 0 9 %
	調 剤	+ 0 . 5 2 %

2 薬価改定等

改定率 ▲ 1 . 3 6 %

薬価改定 ▲ 1 . 2 3 % (薬価ベース ▲ 5 . 7 5 %)

材料価格改定 ▲ 0 . 1 3 %

今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

	市町村	広域連合	国等
1月	1/1長野市、信州新町、中条村の合併	■ 第2回運営協議会(1/18) ■ 第3回幹事会(1/26) ○ 高額介護合算療養費支給申請勧奨通知発送(1月下旬)	■ 第2回高齢者医療制度改革会議(1/12) ■ 都道府県ブロック会議(1/13)
2月	○ 高額介護合算療養費支給申請受付開始(2月上旬) ■ 市町村議会3月(2月)定例会 ・平成22年度当初予算 ・広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて	■ 広域連合議会2月定例会(2/8) ・平成22年度当初予算 ・後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(保険料率関係等) ほか	
3月	3/31松本市、波田町の合併 ○ 暫定保険料額決定通知書	○ 普通徴収暫定処理 ・保険料額の暫定額決定	
4月		○ 第1回目高額介護合算療養費支給(4月上旬)	○ 4/15特別徴収(仮徴収)
5月		■ 市町村説明会(5月末) ・事務処理、収納対策等	
6月	所得(21年分)等データ	○ 年次処理 ・保険料額の本算定及び決定 ・被保険者証等作成(8月定期更新)	○ 6/15特別徴収(仮徴収)
7月	○ 保険料額決定通知書 ○ 特別徴収開始通知書又は納入通知書の発送 ○ 本算定に基づく特別徴収(10月以降)の開始依頼 ○ 被保険者証等(8月定期更新)の発送		
8月			○ 8/13特別徴収(仮徴収)